【事前協議済通知書の例】

割印

狭あい協議の受付番号です。

R06-0000

第2号様式(第7条関係)

申請者（建築主等）　住所　杉並区阿佐谷南1-15-1
氏名　杉並　太郎　様
電話　03（3312）〇〇〇〇

代理人　住所　杉並区成田東3-17-30
㈱すぎなみ設計
氏名　㈹成田　花子　様
電話　03（0000）〇〇〇〇

狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第３条の規定による事前協議が終了したので、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第７条の規定により通知します。

添付書類	１　案内図　　２　現況平面図（縮尺１：１００）	
協議に係る土地（申請地）の所在地	（地番）杉並区 阿佐谷南１丁目 ７１６ 番 〇、〇 （住居表示）杉並区 阿佐谷南１丁目 １５ 番 １ 号	
申請地の土地所有者	住所 氏名	杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並　太郎
前面道路の種別	① ２項道路 ２ その他（　　）	① 特別区道 ２ 区有通路 ３ 私道 ④ その他（ 42条1項1号 ）

協議事項	後退用地等	中心線・後退区域	別添現況平面図のとおり
		後退用地	① 有　２ 無
		管理方法	① 区管理　２ 自己管理
		隅切り用地	１ 有（区管理）　② 有（自己管理）　３ 無
		特記事項	・区の整備にあたっては、別紙特記事項を遵守すること。 ・隣地が後退済の場合、隣地との境界にある塀は所有の有無にかかわらず必ず撤去すること。 ・後退用地には、支障物件（花壇・プランター・自動販売機など、避難・通行の支障となるもの）を設置しないこと。 ・狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書は、権利継承者に引き継ぐこと。 ・確認申請等および建築計画概要書の配置図には、事前協議済通知書に添付されている現況平面図のとおり現況道路幅員や後退寸法を記入すること。 **・登記事項の変更が確認され次第、登記事項証明書と公図を提出すること。**
	整備方法・整備内容	①区整備（整備承諾）	境界：① L形側溝移設　２ 縁石設置
			舗装：① アスファルト舗装　２ その他
			移設物：１ 電力柱　２ 電信電話柱　３ 街路灯 ④ その他（道路反射鏡、交通標識、消火器、掲示板、公共基準点）
			特記事項：㊟境界杭等の高さ調整、再表示は申請者が行なうこと。
			助成項目： ① 門又は塀等の除却費 ２ 樹木の移設費 ３ 設備配管等撤去・移設費 ４ 擁壁工事費 ⑤ 事務手続費 ⑥ 隅切り奨励金（区管理・自己管理） ７ 重点整備路線の門又は塀等の除却・築造費
		２ 自主整備	

特記事項をよくご確認ください。

「4 その他」に移設の対象物を記入しています。

6年　〇月　〇日

杉並区長　岸本　聡子　公印